

訓練手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 4月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第56号

訓練手当支給規則の一部を改正する規則

訓練手当支給規則（昭和41年岩手県規則第76号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(訓練手当の種類)</p> <p>第2条 訓練手当は、基本手当、技能習得手当（受講手当、<u>特定職種受講手当</u>及び通所手当とする。）及び寄宿手当とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であって次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であって本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して<u>5年</u>を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であってその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子又は孫が北朝鮮内に留まっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から<u>第5号</u>までに掲げる給付（支給対象者で第1項第1号から第11号までのいずれかに該当するもの以外のものにあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつてその受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第33条ノ2に規定する失業保険金又は同法第33条ノ16第1項に規定する給付</u></p> <p><u>(4) [略]</u></p>	<p>(訓練手当の種類)</p> <p>第2条 訓練手当は、基本手当、技能習得手当（受講手当及び通所手当とする。）及び寄宿手当とする。</p> <p>(支給対象者)</p> <p>第3条 訓練手当は、公共職業安定所長の指示により公共職業能力開発施設が行う職業訓練（以下「公共職業訓練」という。）を受けている求職者であつて次の各号のいずれかに該当するもの及び職場適応訓練を受けている求職者であつて次の各号のいずれかに該当するものに対して、支給する。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成14年法律第143号）第3条第2項に規定する帰国被害者等であつて本邦に永住する意思を決定したと認められる日から起算して<u>10年</u>を経過していないもの及び同項に規定する帰国した被害者であつてその配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子又は孫が北朝鮮内に留まっていること等永住の意思を決定することにつき困難な事情があると認められるもの</p> <p>(12)～(15) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、これらの規定に該当する者（以下「支給対象者」という。）が次に掲げる給付の支給を受けることができる場合には、訓練手当は支給しない。ただし、支給対象者が第2号から<u>第4号</u>までに掲げる給付（支給対象者で第1項第1号から第11号までのいずれかに該当するもの以外のものにあつては、第1号に掲げる給付を含む。）の支給を受けることができる場合であつてその受ける給付金の額が当該給付金に対応するこの規則に定める訓練手当の額に満たないときは、その差額を支給する。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) [略]</u></p>

(5) [略]

附 則

1～5 [略]

様式第1号 (第8条関係)

[略]

[略]	イ 技能習得手当 (受講手当、 特定職種受講手当)				[略]
[略]	[略]	[略]			
[略]	[略]	イ [略]	ウ 船員 失業保 険金	エ [略]	オ アか らエま でに相 当する 手当で あって 地方公 共団 体が支 給する もの
[略]	[略]	[略]	有・無 __円	[略]	[略]
[略]					

[略]

様式第1号の3 (第8条関係)

[略]

[略]					
[略]					
[略]	雇用保 険求職 者手当	[略]	船員失 業給付 金	[略]	国家公 務員等 失業者 退職手 当
[略]					
[略]					

[略]

(4) [略]

附 則

1～5 [略]

6 受給資格者が平成22年4月1日から平成24年3月31日まで
の期間に公共職業訓練又は職場適応訓練を受けた場合に支給
する当該期間内の受講手当の額は、第5条第2項の規定にか
かわらず、日額700円とする。

様式第1号 (第8条関係)

[略]

[略]	イ 受講手当			[略]
[略]	[略]			
[略]	[略]	イ [略]	ウ [略]	エ アか らウま でに相 当する 手当で あって 地方公 共団 体が支 給する もの
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]				

[略]

様式第1号の3 (第8条関係)

[略]

[略]				
[略]				
[略]	雇用保 険求職 者手当	[略]	[略]	国家公 務員等 失業者 退職手 当
[略]				
[略]				

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の訓練手当支給規則（以下「改正後の規則」という。）附則第6項の規定は、平成22年4月1日から適用する。
- 2 改正後の規則様式第1号及び様式第1号の3は、この規則の施行の日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の訓練手当支給規則に規定する様式第1号及び様式第1号の3による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。